

客戸と客家の史的連関

一 開題——Guest People ということ

さりげない会話のなかで、研究の核心にふれる発想と出会うことがある。先般、はじめて訪問したパリの中国研究センターで、中国人司書の陳女史と雑談していたときのこと、「*かいつ*客家 Hakka のことを英語で The Guest People と*い*うようですけれど、わたしたち故郷を離れて外国に住んでいる中国人は、福建出身であろうと広東出身であろうと、多かれ少なかれ Guest People という感じをもつものなのですよ」といわれて、虚を衝かれたような気分になった。

たしかに、華僑 Overseas Chinese; Chinese Abroad の日常にあっては、客家村の人にかぎらず福建村・広東

中 川 学

幫等いずれの幫に属する人も、あるいは幫意識を超越している人であっても、それぞれの生活領域において、微妙に織りなされる客分感覚を実感させられることであろう。そのような生活実感をもつ人が、Guest People という表現を耳にすれば、それはなにも客家だけのことではないのだ、と口をついて出るものがあるにちがいない。ことによると、それは客家にたいする特別視への静かな抗議を秘めているのかもしれない。しかし、そうした幫と幫との対抗関係に肩入れするような受けとめかたはしたくないのであって、私としては、客家のゲスト性が、客家において強くあらわれたものであるけれども決して客家だけの問題ではなく華僑ぜんたいの問題でもあること、というように受けとめてみたい。

いいかえてみれば、華僑が外国で置かれてきた客分状態を、客家のゲスト性という拡大鏡で観察する、というぐあいに問題をたてようと思う。そうすることによって、華僑がその客分状態を克服し、あらたな華人としての生活を構築しようと努める動向にたいする理解の糸口をつかめれば、開題の目的は達せられる。ただし、本稿では、客家のゲスト性(2)を客戸との歴史的関連の面で検討することにとどめておく。

(1) 戴国輝氏の諸論考、たとえば、「私の華僑小試論」(『日本人との対話』、社会思想社、一九七一年所収)、「東南アジアの華人系住民」(『日本人とアジア』、新人物往来社、一九七三年所収)もと松本重治編『東南アジアIIハンドブック』、毎日新聞社、一九七二年所収)参照。

(2) Han Suyin, "The Crippled Tree: China, Biography, History, Autobiography," Bantam Book, New York, 1965; Jonathan Cape, London, 1965. ハン・スーイン著 長尾喜又訳『悲傷の樹』、春秋社、一九七〇年。おそらく、客家をゲストビープルという概念で描いた代表作といえよう。

二 客家の側から

客分状態ないしゲスト性が客家には集中的にあらわれてきた。このことは、客家の歴史に関して、いわば通念となつてゐる。しかしながら、そのような状態なり、史的性格なりが具体的に、いつ、どのようにして形成されてきたのか、と開きなおって問われると、こたえに窮するものが研究界の現状である(1)。

ところで、客家出身の文人や歴史家のなかには、客家の前身を、唐・宋両王朝支配下の客戸と結びつけて考える人がすくなくない。そこで、客戸と客家を結ぶものがあるとすればそれは何であるのか、その史的連関をたずねてみよう。

まず最初に、ティピカルだと思われる見解を紹介したい。原文が日本では入手しにくいため、すこし長くなるが、関係ある部分を訳出する。張自銘氏の「客人が嘉応に遷居してきた時代とその路線」である(2)。ジャカルタに住む張氏が、ある晩、友人達と客家の源流について、とりわけ客家が嘉応州に遷居してきた問題について問答をした――

「問 嘉応州は今の梅県だが、もとの属県であった興寧・蕉嶺・平遠・五華と合計して、人口はどれくらいな

の？

答 精確な統計はないけれど、伝えられるところでは約百万人あまり。そのうち四〇五割が県外へ出て生計を営んでいる。

問 五県の人口分布と人口密度は？

答 梅県が約五十万人、興寧が約三十余万人、蕉嶺・平遠・五華の各県は約十余万人ずつで、人口密度については調査がない。

問 嘉応の人士はどうして「客」と称するのかね。

答 西南の各省には「客人」が多く散居しており、福建・四川・湖南・広西の各省に客人がすくなくないことは確かだし、広東についていえば、大埔・樂昌・紫金・曲江・河源・始興・連平・惠陽・和平・博羅・竜川などの各県には客人の聚居している地区が多いのであって、なにも嘉応州だけが「客」なのではないさ。

問 いや、ききたいのは、客人がどの県にどう分布しているかということではなくて、「客人」というよび名の由来についてなんだよ。

答 字義に従っていうならば、「客」とは賓のこと、主の対語だね。先にやってきたものが主となれば、後か

らやってきたものは客となる。今日でこそ客人の聚居するところとなった地域にも、先きに土着した人がいたわけで、われわれの祖先が中原からやってきた際、土着の人々はわが先代を客人とよび、代々よびならわして一つの名詞にかたまったわけだ。わが先代たちは、はじめて西南の各地へやってきた頃、土着の人々と雑居するようになった。そのことは、太平寰宇記にも書いてあるよ。

そこに記された梅州というのが嘉応のことだけれど、戸口にはすでに主戸と客戸の区別があり、この客人というよび名の由来すでに久しきを見るべし、といたくなるね。

問 われわれの祖先は中原から移住してきて、開墾して農耕に従事し、行業を立て、市集を建て、今日の大を成したわけだけれど、いつの時代から移住しはじめたの？

答 いろんな説があるね。一説では、晋代に五胡の乱を避けてからだというし、一説では、唐代に黄巢の乱を避けてからだというし、また一説によれば、金・元の乱を避けてからともいう。けっきょく、これら各時代にわたり、前後して南下したことは疑えないね。清末の詩人、

黄公度先生の詩に、「中原に旧族有り、遷徙して客人と名づけ、江を過り八閩に入り、展転として海浜に来れり」という句があるのも根拠があるのさ。(以下略)「ここで重要なのは、第四答であるから、念のために原文を転載させてもらおう。

「答：従字義言之、「客」者賓也、主之対也、先至為主、後至為客、今日客人聚居之地、先有土著、吾人之上代、来自中原、土著稱之為客人、遂相沿襲成一名詞、吾人之上代初至西南各地、与土著雜居：太平寰宇記載梅州——梅州即嘉應、戸口已有主戸与客戸之分、可見客人一詞、由来已久矣。」

つぎに、もう一つ、客家研究の古典とされる黄香鉄『石窟一徵』⁽³⁾巻一・征撫篇から引いておかねばならない。「南宋以来、皆な虔賊の侵擾するに、則ち此の地の害を受けること独り酷く、遺民の存する者、固より亦た僅かなり。太平寰宇記に載せるに、梅州の戸は、主一千二百一、客三百六十七。而して元豊九域志に載せるに、梅州の戸は、主五千八百二十四、客六千五百四十八。元祐以前の客戸の増盛を見る可し。」

この一節は、もとより客家史のひとつまとして記され

たものである。もっとはっきりいえば、同書影印本の序に、陳槃氏が明記するように——⁽⁴⁾

「寰宇記、九域志に所謂る「梅州戸主」とは、即ち北宋以前の土著、所謂る「客」とは、即ち我が客族なり。是れに拠れば則ち我が客族の梅州を開闢せること、至晩にしても亦た北宋の世に肇基せり。——このようならえかたが客家のあいだに定着しているのである。

もしも、右のような見かたに立つのであれば、客家の形成史は、唐・宋兩王朝支配下における客戸制度の問題にしぼって考えることが可能になってくるであろう。しかし、だからといって、客家と客戸とがまったく同じものとして接続するのでもなさそうな印象がのこる。というのは、たとえば、清光緒二九年(一九〇三年)に温仲和の編纂した『嘉應州志』の影印版(台北市梅県同郷会、一九六二年)序文に、李翼中氏の引く『客人対』をみると、つぎのような一文がある。古直の著した『客人対』原文を見ることができないので、重引をするほかないのであるが、客人が粵へ来たのは東晋に始まる、とした後、「諸夏湯湯、一時横流、居室投奔、斉指江左、朝廷特置僑治、以処南徙之民、僑、寄也、客也、寄客為僑、於是

衣冠之族、充牧揚州矣」という。この見かたによれば、晋朝の東遷にもなつて南下した衣冠の族が客家の中心であるということになる。概して、従来の客家史研究が一致して主張するのもまさにこのことなのであり、客家の祖先は、周から秦・漢・曹魏にいたる中原諸王朝の官人、衣冠の族にほかならず、晋朝のとき、五胡十六国の中原侵入から逃れて大挙南遷したのだ、とみるのが通説である。事実、客家の族譜のほとんどすべてが、この通説に沿った記事を伝えているのであるから、族譜の史料批判による根本的な書きかえでも生じないかぎり、正史の所伝とも合致して組み立てられたこの通説を、大きく変えることは困難であるにちがいない。

とすると、客家の側から客家史を見れば、一方では、晋朝までの歴代中原王朝の官人・支配者層がその源流をなすという通説と、他方では、唐朝から宋朝にかけて客家の戸籍制度に姿を見せる客戸から後世の客家が発展してくるという了解と、この二つの次元を異にし、時代を異にする源流問題が提起されていることに気づくのである。すなわち、ここでの問題は、旧中原諸王朝の支配者層の後裔と、唐・宋両王朝の被支配者層「客戸」とが、

どのように関連しあつて、後世の客家を形成していくのか、という問いに整理しなおされるであろう。

- (1) もちろん、羅香林氏はじめ多数の人々によりさまざまな研究がなされている。その研究史は、持田利貞「客家民族の研究」『南方』四卷六、七、八、十号、一九四二年、に詳述されている。しかし、当面の問題にたいし中国社会経済史の構造的把握に立つて答えることのできる作品はまだ得られていない。そのような研究状況の反省と展望については、中川学「華人社会と客家史研究の現代的課題」戴国輝編『東南アジア華人社会の研究』アジア経済研究所研究参考資料、一九七四年、上巻第一部所収を参照されたい。
- (2) 張自銘「客人遷居嘉應之時代与路線」同氏編『客族文献碎金』、耶加達天声日報社、ジャカルタ、一九五六年（ケンプリッジ大学中央図書館蔵書FB三二一・六四による）。
- (3) 黄香鉄（黄劍）『石窟一徵』清宣統元年重印本の影印版、台湾学生書局『中国史学叢書・統編・十一』、台北、一九七〇年所収。本書は、卷一「方域・征撫」、卷二・三「教養」、卷四「礼俗」、卷五「天時・日用」、卷六「地志」、卷七・八「方言」、卷九「人物・芸文・雜記」から成り、客家の全体像を知るために必要な基本知識を提供してくれる。とくに「方言」編は、客家語研究の古典として知られる。引用箇所は、影印本二四ページ。
- (4) 陳榮「影印石窟一徵序」、同前書、二二ページ。

三 中原出身者の南遷と白籍

旧中原王朝の構成メンバーで、中原地帯を本貫としていた人々が、避難し南遷したばあい、もと呉の支配領域に本貫をもつ「南人」に対比して、「北人」といわれ、北人と南人のあいだに対立と同化の渦が巻きおこされた。⁽¹⁾北人对南人のぶつかりあいのなかで、南遷して王朝を再建した東晋は、中原からの南方への流亡者を白籍とよばれる戸籍に附し、中原以外の者を登録した黄籍と區別して処理した。この白籍には、中原の故郷である本郡の名が挾注してあることが、范甯の太元一四年(三八九年)が建議にもとづいて増村広・越智重明両氏により明らかにされている。⁽²⁾

この白籍と黄籍との相互関係ならびにいわゆる土断政策のもとでの処理のされかたについては、増村広・越智重明両氏の説と、矢野主税氏の説とのあいだに対立があるが、⁽³⁾今、確かなことは、中原から江南にうつり住んだ者は、その流寓している現住地において戸籍に附されていること、そして、その戸籍がその地を本籍扱いにするのか否かについては見解が対立しているが、その戸籍が

白籍とよばれて黄籍から區別され、白籍には中原の本郡がどこであるかを挾注してあることだ、⁽⁴⁾と云ってよい。

白籍に本郡を挾注する理由は、范甯の建議によれば、「むかし、中原の喪乱のため、江左に流寓したが、旋反の期の有らんことを庶うが故に其の本郡を挾注するを許す」というように、中原の本郡にふたたび帰還する希望を無視できなかったためである。すなわち、四世紀末のこの段階では、中原から江南に避難し流寓した人々は、なお故郷への帰還を希望する方がむしろ普通であった。だからこそ、范甯が建議して「今宜しく其の封疆を正し、以て人戸を土断し、考課の科を明らかにし、閭伍の伝を修むべし」と主張すれば、反対して非難する者は、きっと「君子なれば則ち土風の概を有ち、小人なれば則ち下役の慮を懐う」にちがいないと反論するであろうことが予想されたのである。

故郷への帰還をあきらめさせて現住地に定住させようとの意図をもって、土断政策を強行するならば、かならずや、君子すなわち官人・衣冠の族は望郷の念たちがたく反対し、小人すなわち民衆は「役に下る」負担の強化をおそれて反対するであろう、というのであるから、こ

の文脈から判断すれば、白籍に本郡を挾注されていたのは、官人・衣冠の族のみならず民衆も含むと考えなくてはならない。

この点について、矢野氏の見解は、「恐らく白籍をもつ庶民は、越智氏が指摘されているように、徭役と兵役とを免ぜられていたのに、白籍廃止にもなつて、それらの役を負う状態が発生する(越智氏、同上書)」ということなのである」とのかぎり、越智氏の説と一致している。両氏の見解が対立するのは、「君子則有土風之概」の内容についてなのであるが、当面、見解の一致している範囲内での問題を、私なりにまとめておけば、白籍に附せられた戸は、「役に下る」義務のない民衆を含んでいる、ということである。

白籍に附せられているかぎり、現住の流寓地以外に本郡をみとめられたゲスト的存在であり、徭役か兵役か何らかの役を免除された民衆は、白籍の者、白籍の民、白籍の家として、黄籍の者から区別されていたと考えられる。実は、この白籍の——者、民、家、等々の用語例について未だ調査をすませていないため、確かなことは言えないし、言うべきでもないが、今後の課題のひとつと

して、たとえば「白丁」という用語との異同を明らかにしていくべきであると考えている。国家にとって重要な任務に就いていない「白」の状態というものを見きわめていきたいからである。また、いささか笑止のきらいがあるかもしれないが、白籍の家を、白家と通称する例が出てくれば、その当時の音で「白家」をどう発音したか、そのことと、「客家」を今日一般に「ハッカ」と発音していることとは、音韻史的かどうかかわりあってくるのか、ということも検討だけはしてみる必要があるであろう。⁽⁵⁾

さて、ハッカという発音のなぞときは別としても、白籍の民は、どうやら後世の「客戸」に接続する性格をもつと見てよさそうである。従来、客家の側から、源流を東晋支配期に求めるばあい、あまりにも中原旧王朝の支配をになった官人・衣冠の族の後裔である、という一面が強調されすぎて、同じく中原から江南へ流寓してきた被支配の白籍の民の姿が見すごされていたといえよう。むしろ、家計規模の零細な白籍の「小人」こそ、客戸と客家を結ぶものかもしれない。このことに関して、越智氏のつぎの一文はきわめて示唆に富む——「ちなみに、

六朝においては、戸、家の語はいろいろな意味をもつ。

戸籍制度上の「戸」と一致するものを意味することもあれば、三族制的な構成をもつものを意味することもあり、また、核家族的構成をもつ（＝夫婦と未成年の子からなる）家を意味することもある。『晋書』食貨志などに見える客戸の戸は最後のものである。なお、南土では経済生活の単位が核家族的構成をもつ家であることが多かった。これは、小農民が数多く没落して客となったことと関係をもつ。⁽⁶⁾

このようないわゆる没落小農民型の客戸と、衣冠の族としてのプロト客家（客家の先民）とは、一緒に中原を脱出してその行を共にしたばあいもあったにちがいない。プロト客家の官人は、江南へ移住し、東晋王朝の支配機構のなかでその地位を維持しつつ、ひとしく白籍につけられた同郷の小農民を佃客タイプの客戸として吸収し使役することも可能であったわけであり、このような視角から、客家源流史と六朝支配期の客戸研究⁽⁷⁾とを結合する必要が、今後の課題としてのこされるであろう。

(1) 北人が魏の平呉以前の西晋地域に本貫をもつのにたいし、南人が呉の境域に本籍をもつことは、越智重明氏の定

義による。越智重明『魏晋南朝の政治と社会』、吉川弘文館、一九六三年、第二篇第二章参照。南人と北人の対立と同化の問題については、守屋美都雄「南人と北人」同氏著『中国古代の家族と国家』、東洋史研究叢刊之十九、一九六八年、第四章ならびに、矢野主税「東晋における南北人対立問題——その政治的考察——」『東洋史研究』二六卷三号、一九六七年、同「東晋における南北人対立問題——その社会的考察——」『史学雑誌』七七編一〇号、一九六八年等を参照。

(2) 増村宏「黄白籍の新研究」『東洋史研究』二卷四号、一九四三年、越智重明「劉裕政権と義熙土断」『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』、一九五七年、同『魏晋南朝の政治と社会』前掲、第二篇第二章。

(3) 矢野主税「土断と白籍——南朝の成立——」『史学雑誌』七九編八号、一九七〇年。

(4) なお、どの論文にも引かれる基本史料として、『晋書』卷七五、范汪伝等に収められた建議の全文を摘録しておく。「古者、分土割境、以益百姓之心。聖王作制、籍無黄白之别。昔、中原喪乱、流寓江左、庶有旋反之期、故許其挾注本郡。自爾漸久、人安其業、丘壘墳柏、皆已成行。雖無本邦之名、而有安土之实。今宜正其封疆、以土断人戸、明考課之科、修閭伍之伝。難者必曰、人各有桑梓、俗自有南北。一朝属戸、長為人隸、君子則有土風之慨、小人則懷下役之慮。」

(5) 「客」の客家語音は、*hak*、*hak*。また、「白」の古音がハク、ビヤク、ヒヤク等であることはともかく、客家現代語音は *Paic* ハクである。満思謙ほか編『英客字典 (ENGLISH-HAKKA DICTIONARY)』光啓出版社、台中、一九五九年。

(6) 越智重明「南朝の国家と社会」『岩波講座・世界歴史 5・古代5・東アジア世界の形成Ⅱ』岩波書店、一九七〇年、一八六ページ。

(7) 越智重明「晋南朝の戸籍と客戸」『社会経済史学』三二巻五・六号、一九六七年、浜口重国『唐王朝の賤人制度』東洋史研究叢刊之十五、一九六六年。

四 客戸から客家へ

中原旧王朝の支配者層がその被支配民衆をひきいて南遷する、というやや極端なイメージをあえて設定したのは、たんに問題の本質を見やすくするためばかりではなく、実際にそのようなケースがあったからでもある。その一例は、故守屋美都雄氏によって活写された、太原王氏の南渡のばあいである。⁽¹⁾ 詳細は原著参照のこととして、ここに一節を引き考えておきたい問題がある。それは、王沢家の南遷について記されたつぎの解釈である。

「元來この南遷は華北における王氏の一切のものの喪失を意味するばかりか、また一家をあげての移動はそれ自体非常な苦難を伴ふものであったが、王承は家人近習に対してもその憂色を示すことなく、他家にさきがけて南遷を敢行した。当時東晋王朝は南遷した諸名家との協力の形で、江南への勢力扶植を試みていたようである。したがってこの時王朝に協力した家の人々は、新王朝の下における貴族的地位を保ち得るにいたった⁽²⁾」と、守屋氏のいわれたように、東晋のばあいは南遷に利があった。問題は、そのさきにある。もしも、つかえ棒がとり除かれたらどうなるか。東晋が倒れ、やがて門閥のささえが効力を発揮できなくなる政治環境に時代がかわったらどうなるか。まさにそのような時代に、支配体制の外に斥出されて、協力関係を保ちえたとしても不安定な客分状態に立たされる旧支配者集団が自衛の工夫をするようになるであろう。唐朝支配の後半期には、そのような状況が沸点に達しはじめたのではないだろうか。

そうした例として、いま一つ指摘しておきたいのは、かつて私のとりあげた一群の逃戸集団の存在である。⁽³⁾ あの開元末年以来の尤溪县や江州や沙県、あるいは太平県

や石壁山、肅宗期の四川渝州壁山県に雲集した逃戸や流亡民の動向を想起し、尤溪の「賊高伏等一千余戸」といわれる団結のつよさを考えてみるならば、支配体制の外に出て自衛しつつ対抗するはかなくなった勢力の一端にふれることができる。また、そのような状況のなかで中原に唐を倒して創建された後梁王朝との協力をこころみ、た客家盧氏の集団のことも、同じ連関のなかに位置づけることができよう。それは、黄巢の蜂起を中心とする転換の時代における客家集団の胎動にほかならなかつたのである。たとえば、この客家盧氏は、もはや范陽の盧氏という門閥の政治勢力も経済実力も失い、華南山地に展転としつつ、かつての声望の残光をたよりに、その僻地の貧窮農民や小商人・手工業職人・鉞夫等を含む客戸層の結集の軸となり、集団自衛の道を追求していたのである。その集団は、いわゆる主戸として唐朝につなぎとめられていた者によってではなく、いわば副次的な構成員として国家権力の干渉を受けていた客戸層に根ざすことによって、なかば国家機構によりかかり、残光とはいえ門閥の威光を推戴して成り立っていた。その意味で、中原に興亡する王朝と対決しきるところまで徹底できなかつた。

唐朝支配の中期、宇文融の括戸政策以来、国家制度として動きはじめた主戸・客戸制は、その成立期に関するかぎり、土着の主戸を主たる経済基盤とし、浮動する流寓の客戸を副次的につなぎとめて主戸層の拡散・逃亡を防止する制度であつた。これを継承し、整備された兩税制とかみ合わせて運用した宋朝は、その人民支配の骨組を戸等制におき、主戸層の完全掌握を保障する歯止めとして、主戸の下位に客戸を設定した。唐・宋のいずれの王朝にとっても、主戸なくしては存立の基盤なく、その主戸の逃亡を防止することが困難となり、逃亡民が一举に逃戸として去ってしまうのを途中で待ちかまえ、客戸としてプールする必要がある。主戸という城を守るために、客戸という堀をつくつた。客戸は防波堤として苛酷な不安定状況にさらされつつも、客戸であるかぎり国家の求心力に吸いつけられ、ささやかな免税措置によってつなぎとめられていた。そのかぎり、客戸が客戸として国家を倒す動きに徹することはできない仕組みで、隣組規制も厳しく加えられた。

このように、国家支配の緩衝帯として客戸が制度化さ

れていることを、平面におきかえてみれば、客戸の地理的分布が辺境・後進地帯に厚いことも偶然ではないといえる。⁽⁷⁾はじめに引いた梅県の例で、客戸が増大するのは、それだけそこに矛盾が集中し、緩衝機能を強化しようとする政策努力がはたらいで、それだけ多くの人口を客戸としてつなぎとめる必要が増してきたからであろう。ところが、あまりにも多く集結された客戸は、量的な集聚力を自衛力に転じて、独自のうごきをはじめようになる。梅県はその典型であり、ここにいち早く、自覚度の高い客家集団が県ぐるみで形成される。その自覚の核になったものは、古い中原出身の資格を誇る、幾組かの没落門閥の同族集団であったであろう。

以上、きわめて大づかみに、客戸と客家の史的連関を理解するための見取図を走り書きしてみた。どの問題点をとって、それぞれ高度に専門的な詳論が先人によって積みかさねられており、ともするとその一々の考証と論争の森に深入りしすぎて自分の道を見失うおそれがある。そうならないように、とにかくにもどっちの方向へ、どんな所で踏みとどまって、どういうぐあいに進んだらよいかを、とりあえず下書きしてみたまでである。

(1) 守屋美都雄『六朝門閥の一研究——太原王氏系譜考——』東洋大学学術叢書、一九五一年。

(2) 同前、五七ページ。

(3) 中川学「租庸調法から兩税法への転換期における制度的客戸の租税負担」『一橋大学研究年報・経済学研究10』、一九六六年、八一—八七ページ。本稿にたいして礪波護氏から批判がなされた。同氏「唐の律令体制と宇文融の括戸」『東方学報』京都第四一冊、一九七〇年、同「兩税法制定以前における客戸の税負担」『東方学報』京都第四三冊、一九七二年。きわめて興味深い論点が盛り込まれているが、ここでは、主題と別の次元にわたるため、あらためて別の機会にこたえたい。

(4) 中川学「唐末梁初華南の客戸と客家盧氏」『社会経済史学』三三巻五号、一九六七年。

(5) 中川学「唐代の客戸による逃棄田の保有」『一橋論叢』五三巻一号、一九六五年、同「唐代における括戸実行方式の変化について——兩税法的権衡原則による客戸の制度化」『中国古代史研究第二』中国古代史研究会、吉川弘文館、一九六五年等。

(6) 柳田節子「宋代国家権力と農村秩序——戸等制支配と客戸——」『前近代アジアの法と社会』仁井田陞博士追悼論文集・第一巻、勁草書房、一九六七年、同「鄉村制の展開」『岩波講座・世界歴史9・中世3・東アジア世界の展開I』岩波書店、一九七〇年。

(7) 柳田節子「宋代土地所有にみられる二つの型——先進と辺境」『東洋文化研究所紀要』二九、一九六六年、同「宋代の客戸について」『史学雑誌』六八編四号、一九五九年。
佐竹靖彦「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題(上)。

下)』『史林』五〇卷五号、一九六七年、五一卷一号、一九六八年。

(一九七四年四月)(一橋大学助教授)